

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

e-Taxは更に利便性UP 複雑な税制改正に要注意

令和7年分所得税

確定申告のポイント



令和7年分所得税確定申告では、申告手続の電子化がさらに進んでいます。マイナポータルとの連携機能が強化され、スマートフォンだけで申告が完結する仕組みも拡充されており、これまで以上に手軽に申告できるようになりました。

一方で、令和7年分から適用される税制改正には注意が必要です。申告書様式の変更、住宅ローン控除の方式変更、通勤手当の非課税額引上げなど、実務上気を付けたい点がいくつかあります。

1 4人中3人はe-Taxで申告しています

① 令和6年分確定申告のe-Tax利用状況

所得税等の確定申告書の申告人員2,339万人のうち、e-Taxを利用して提出した方は1,732万人でした。約74% (4人中3人)の方がe-Taxで申告していたことになります。

また、ご自宅からe-Taxで申告した方の約半数はスマートフォンで申告しています。マイナポータル連携やアプリの使いやすさが利用拡大につながった要因の1つと思われます。

② 日本版記入済み確定申告書 (書かない確定申告書)

確定申告に必要なデータをマイナポータル経由で一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力する機能を「マイナポータル連携」といいます。この機能を利用すれば、ほとんどの項目が記入済みとなり、納税者の作業は大幅に軽減されます。

③ スマホ用電子証明書が拡充されました

マイナンバーカードをスマートフォンで利用できるサービスです。マイナポータルアプリからマイナンバーカードを使って端末に電子証明書を搭載することができます。

Android端末に加え、2025年6月24日からはiPhoneでも利用が可能になりました。iPhoneでは、Appleウォレットに追加して利用します。

ひとくち
メモ



マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e-Taxの利用ができません。マイナンバーカードの有効期限は、カード発行から10回目の誕生日までですが、電子証明書の有効期限は、電子証明書の発行から5回目の誕生日までとなっています。電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前から住所地の市町村窓口で行うことができます。

④ 申告書はコンビニで印刷できます

スマートフォンで申告書を提出した後、控えを印刷したい場合は、プリントサービスを利用してコンビニのマルチコピー機で印刷することができます。また、2025年10月からは、白紙の申告書・申請書・届出書等をコンビニのマルチコピー機で印刷するサービスも始まっています。

(注1) 利用できない店舗がありますので、国税庁ホームページでご確認ください。

(注2) 印刷にはコピー代がかかります。

マイナポータル連携の対象

収入関係

- ・給与所得の源泉徴収票※1
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

控除関係

- ・医療費※2
- ・ふるさと納税
- ・社会保険(国民年金保険料等)※2
- ・生命保険・地震保険※2
- ・iDeCo
- ・住宅ローン控除関係 など

2 税制改正に伴う注意点

①「特定親族特別控除」の創設に伴う様式の変更

「特定親族特別控除」は、令和7年から新たに設けられた制度です。「特定親族」とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいい、「特定親族」を扶養する親は最大63万円の控除を受けることができます。

所得税確定申告書様式の変更点

第1表

所得控除の種類	金額
扶養控除	23 0.000
特定親族特別控除	24 0.000
基礎控除	25 0.000

第2表

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~24、26、40)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	特定親族	住宅	住民税	その他
明大 昭平		配偶者				特	年	特	別
明大 昭平		配偶者				特	年	特	別
明大 昭平		配偶者				特	年	特	別
明大 昭平		配偶者				特	年	特	別
明大 昭平		配偶者				特	年	特	別

給与所得の源泉徴収票の変更点

令和 年分 給与所得の源泉徴収票	
支払金額	23 0.000
給与所得控除	24 0.000
所得控除	25 0.000
源泉徴収税額	26 0.000

源泉徴収簿の記載例

地震保険料の控除額	20 0.000
配偶者(特別)控除額	21 0.000
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	22 0.000
基礎控除額	23 0.000
所得控除額の合計額	24 0.000
差引課税所得金額(20-24)及び算出所得税額	25 0.000
(特定増減等)住宅借入金等特別控除額	26 0.000
年調所得税額(25-26、マイナスの場合は0)	27 0.000
年調年税額(27×10.21%)	28 0.000
差引超過額又は不足額(28-29)	29 0.000
超過額	30 0.000
不足額	31 0.000

※1 特定親族特別控除額(24-2) XXX,XXX 円

②住宅ローン控除「証明書方式」から「調書方式」に

本年の年末調整から、住宅ローン控除の手续に「調書方式」が初めて導入されます。従来は、金融機関から紙で証明書が交付(証明書方式)されていましたが、令和6年1月以降に住宅に居住した方には、マイナポータルを通じて国税庁から「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書」が交付されます(調書方式)。

※令和5年12月末までに居住した方やシステム未対応の金融機関から借入している方は、証明書方式となります。

《確認方法》

- マイナポータルアプリの「e-Taxからの情報取得希望」を行います。
- e-Taxホームページにログインし、メッセージボックスに「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書情報」が届いているか確認します。上記(1)を2月16日までにに行った場合は、概ね3日程度で情報が届きますが、2月17日以降は情報が届くまで5日前後かかります。早めに準備しておく必要があります。

3 通勤手当の非課税限度額の引上げに伴う対応

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

改正前に既に支払われた通勤手当について、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合、通常は年末調整で精算されますが、年途中で退職した方は確定申告で精算します。

※掲載の図版は国税庁HPより引用しています